

7 住まいに関する支援

(1) 住宅の相談窓口

身 知 精

すまいの相談窓口

- 内容 … 障害のある方など、自身で住まいを探すことが困難な方の住まい探しを支援します。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社 すまいの相談窓口
電話：244-7590 FAX：244-7509
受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～12時、午後1時～5時
(祝日・年末年始を除く)
※窓口での相談を希望される場合は必ず事前にご連絡ください。

身 知 精

居住支援制度

- 内容 … アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人が見つからない障害のある方などを対象に、入居機会を確保し、安定的に居住を継続できるよう、以下の支援を行います。
- (1) 保証会社が家賃、原状回復費用等を保証します。(上限あり)
- (2) 関係者が連携して、入居者のトラブル解消に努めます。
- 利用できる方 … 次の条件に全て該当し、障害者手帳をお持ちの方
- (1) 家賃等の支払い能力がある方
- (2) 自立した生活ができる方
- (3) 市内に住んでおり、原則として障害者支援団体の紹介を得られる方
- (4) 原則として、親族など緊急時の連絡人がいる方
- 利用の条件 … (1) 2年間の契約で、(月額家賃＋共益費)×35%の保証料を一括前払いしていただきます。
- (2) 2年間の特約付火災保険に加入し、損害を与えたときは賠償できるようにしていただきます。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社
電話：244-7590 FAX：244-7509

(2) 公営住宅

身 知 精

公営住宅(市・県営住宅)公募時の優遇

【市営住宅の場合】

- 利用できる方 … 市営住宅入居資格(川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること、月収が214,000円以下等)があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる場合

- (1) 身体障害者手帳（1 級～4 級）の交付を受けている方
- (2) 精神障害者保健福祉手帳（1 級～3 級）の交付を受けている、または、交付を受けていなくても 1 級～3 級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方
- (3) 知的障害者（最重度～軽度）と判定され川崎市の療育手帳（A1～B2）の交付を受けている、または、交付を受けていなくても児童相談所または障害者更生相談所の総合判定において最重度から軽度（川崎市判定 A1～B2）と認定を受けた方
- (4) 戦傷病者で障害の程度が、恩給法別表第 1 号表ノ 2（特別項症～第 6 項症）、表ノ 3（第 1 款症）の方

内 容 … 高齢者・心身障害者世帯向け区分に申し込むことができます。

窓 口 … 川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 電話：244-7578

【県営住宅の場合】

利用できる方 … 県営住宅の入居申込資格があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる場合

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、1 級から 4 級までの身体障害者の方
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1 級、2 級、3 級の精神障害者の方、または、A1・A2・B1 の判定を受けた知的障害者の方
- (3) 戦傷病者手帳、恩給法別表第 1 号表ノ 2（特別項症～第 6 項症）、表ノ 3（第 1 款症）の方

※単身者向け住宅には障害者の優遇制度はありません。

内 容 … 当選率の優遇制度があります。（新築募集時は 5 倍、空家募集時は 3 倍）

窓 口 … （一社）かながわ土地建物保全協会
電話：045-201-3673

① ② ③

公営住宅（市・県営住宅）使用料の減免

【市営住宅の場合】

利用できる方 … 次のいずれかに該当する世帯

- (1) 収入が著しく低額である世帯
- (2) 市営住宅入居資格（川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き一年以上勤務していること、月収が 214,000 円以下等）があり、申込者または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ①身体障害者手帳の交付を受けている、1 級から 4 級までの身体障害者の方
 - ②精神障害の程度が日常生活が不能と診断された精神障害者、又は日常生活もしくは労働に著しい制限を受けると診断された精神障害者の方
 - ③児童相談所、又は地域支援室において重度、又は中度の知的障害者と判定された方
 - ④所得税法上の特別障害者に該当し、障害者控除を受けている方
 - ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は表ノ 3 の第 1 款症に該当する方
 - ⑥公害医療手帳の交付を受けている、特級又は 1 級に該当する方

内 容 … 使用料の支払いが困難になった場合、収入や障害の程度により、使用料を減額または免除します。

窓 口 … （市営住宅）川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 電話：244-2060
川崎市住宅供給公社 溝ノ口事務所 電話：811-1137

【県営住宅の場合】

- 利用できる方 … (1) 収入が著しく低額である世帯
(2) 障害者、高齢者、母子・父子世帯（障害の程度、世帯の収入月額による）
- 内 容 … 家賃について、一般減免（収入が著しく低額である方）、特別減免（障害者・老人世帯・母子家庭等）の制度があります。
- 窓 □ … 株式会社東急コミュニティー 川崎サービスセンター
電話：511-9529

身 知 精

公営住宅（市・県営住宅）駐車場使用料の減免

公営住宅（市・県営住宅）入居者で駐車場を利用する場合、使用料の減免制度があります。
利用できる方や内容等の詳細については、下記の窓口にお問い合わせください。

- 窓 □ … 【市営住宅】川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課（電話：244-2060）
【県営住宅】株式会社東急コミュニティー 川崎サービスセンター
（電話：511-9529）

身

車いす使用者向け市営住宅

- 内 容 … 市営住宅入居資格（川崎市内に在住か市内の同一勤務先に引き続き 1 年以上勤務していること、月収が 214,000 円以下等）があり、申込者本人を含め同居または同居しようとする親族に、身体障害者手帳 1 級から 3 級までの交付を受けている車いす使用者がいる場合、車いす使用者向け住宅（登録制）を提供します。
- 窓 □ … 川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課（電話：244-7578）

（3）住宅の確保・改造に関する支援

身 知

住宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

- 内 容 … 在宅で生活する重度障害のある方が、現に居住している市内の既存住宅をその障害の状況に適するように改良する工事を行い、自らの生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付します。また、在宅生活における必要な動作に制限を受けている障害のある方に自立促進用具を交付します。
- ※給付決定前に工事着手した場合や工事着手後に申請した場合は、給付を受けることができません。
- ※申請を受け付けた後、訪問調査などにより身体状況、生活環境、工事内容などを十分に確認したうえで、給付決定（又は却下決定）を行います。
- 費 用 … 費用世帯の所得状況（最多課税者の市民税額による）に応じて自己負担が発生します。
世帯の範囲・・・18 歳以上の場合：本人と配偶者
18 歳未満の場合：住民基本台帳の同一世帯に属する方

階層区分	自己負担率
生活保護から市民税（所得割）3万3千円未満	0
市民税（所得割）3万3千円以上23万5千円未満	所要額の1/4
市民税（所得割）23万5千円以上46万円未満	所要額の1/2
市民税（所得割）46万円以上	全額自己負担

※下記「②自立促進用具」の「修理」の場合は、自己負担が発生しません。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、市民税額等を証明するもの、見積書、工事図面、工事計画書等
介護保険との関係 … 介護保険対象の住宅改修は、介護保険制度が優先となります。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）、電子申請（1 ページ参照）

【①住宅設備改良の詳細】

既存住宅（浴室・便所・玄関・台所など）を障害の状態に応じて改良するために必要な費用を給付します。

利用できる方 … ア 身体障害者手帳があり、障害の程度が1 級又は2 級の方
イ 知能指数が35 以下との判定を受けている方
ウ 身体障害者手帳があり、その障害の程度が3 級かつ知能指数が50 以下と判定を受けている方

限 度 額 … 100 万円

対 象 外 工 事 … ・日常生活用具及び介護保険制度の住宅改修対象工事
・新築、増築に係る工事、日常生活用具などで代替が可能と判断される工事
・単に家屋の老朽化や故障に伴う工事、本事業の給付目的に合わない工事
・本来の目的と比較して必要以上に付加機能若しくは調度品が含まれたもので高額であると判断した工事
・高齢者住宅改造費助成制度事業の給付を受けている方

【②自立促進用具の詳細】

在宅生活における必要な動作に制限を受けている方の自立促進や介護者の負担軽減のために、自立促進用具を交付します。

（新規の場合）

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害 3 級以上及び内部障害 1 級にて在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方 ・下肢機能障害 3 級以上 ・体幹機能障害 3 級以上 ・内部障害 1 級で、在宅での日常生活をする上で必要な移動が困難	100 万円	地域リハビリテーションセンター、地域療育センター等の専門機関により、用具の交付が必要と認められた方
環境制御装置	四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	70 万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含みます。

※上記①～⑤の移動機器を設置する場合は、設置工事の内容や移動機器の価格等により住宅設備改良の給付額と合算して給付できる場合がありますので、事前にご相談ください。

（修理の場合）

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害3級以上及び内部障害1級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方	10万円	対象となる修理の給付は、上記1【新規】で給付を受けた用具の修理に限ります。
環境制御装置	四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	7万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含みます。

① ② ③

住宅のバリアフリー化相談窓口

- 内 容 … 住宅のバリアフリー化など住宅全般に関する相談（バリアフリー化、リフォームの方法、見積の見方、助成制度の活用など）に一級建築士などの専門家が無料で応じます。また、必要に応じてアドバイザー派遣による無料の現地相談（年度内1回を限度）も行います。相談は予約制のため、必ず事前に下記窓口へ電話し、予約してください。
- 窓 口 … 川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン
電話：874-0180 FAX：874-0181
予約受付時間：火曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～4時
（祝日・年末年始を除く）
窓口相談時間：火曜日及び土曜日 午後1時～4時（祝日・年末年始を除く）

（4）グループホーム・入所施設

① ② ③

共同生活援助（グループホーム）

- 内 容 … 地域での共同生活の場において、相談、入浴・排せつ・食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
- 利用できる方 … 原則として18歳以上の障害のある方
※15歳以上18歳未満の方については、児童相談所の確認が必要です。
※65歳以上の身体障害のある方は、65歳以前に障害福祉サービス等を利用していたことが要件となります。
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
（定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。）
その他、食費や家賃等の実費負担があります。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

施設入所支援（入所施設）

内 容 … 障害者支援施設等に入所する方に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

利用できる方 … (1) 生活介護を利用しており、障害支援区分4以上の方
 (50歳以上の場合は、障害支援区分3以上の方)
 (2) 自立訓練又は就労移行支援を利用しており、入所しながら訓練等を実施することが必要と認められる方、または、通所により訓練等を受けることが困難な方

費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
 （定率1割負担で、所得に応じた上限設定があります。）

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

施設名	所在地	電話	施設入所支援	生活介護	自立訓練	運営法人
障害者支援施設 川崎ラシクル	川崎区日進町5-1	589-3880	○	○	○	社会福祉法人 三條会
桜の風（さくら）	中原区井田3-16-1	920-9300	○	○	○	社会福祉法人 育桜福祉会
桜の風（もみの木）	中原区井田3-16-1	920-9006			○	社会福祉法人 川崎聖風福祉会
れいんぼう川崎	宮前区東有馬5-8-10	888-8601	○	○		社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
障がい者支援施設みずさわ	宮前区水沢3-6-50	978-3238	○	○		社会福祉法人 三條会
柿生学園	麻生区五力田2-20-10	987-1511	○	○		社会福祉法人 ハートフル記念会
社会福祉法人セイワ障害者支援施設（入所）つばき寮	麻生区細山1209	954-5011	○	○		社会福祉法人 セイワ

(5) 自立生活への移行に向けた支援

① ② ③

自立生活援助

- 内 容 … 施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方が単身生活等に移行した場合に、その方の居宅へ定期的に訪問等を行い、相談や情報提供等を行います。
- 利用できる方 … (1) 障害者支援施設、共同生活援助事業所、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害のある方で、助言や訪問による生活の支援が必要な方
(2) 単身等により、自立生活援助の支援が必要な方
- 費 用 … 世帯の所得などに応じて費用の負担があります。
(定率 1 割負担で、所得に応じた上限設定があります。)
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

① ② ③

地域移行支援

- 内 容 … 障害者支援施設等に入所している障害のある方、または、精神科病院に入院していて退院可能な病状の障害のある方などに対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
- 利用できる方 … (1) 障害者支援施設又は児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害のある方
(2) 精神科病院に入院している精神障害のある方
- 費 用 … 利用者負担はありません。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

① ② ③

地域定着支援

- 内 容 … 居宅において単身などで生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保して、障害特性に起因して生じた緊急事態などが発生した場合に、相談や必要な支援等を行います。
- 利用できる方 … 障害のある方のうち、居宅において単身で生活する方、または、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない方
- 費 用 … 利用者負担はありません。
- 窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）